

5 工事事務所の主な業務

1 上水道業務

平成28年度 給水工事実施状況

(単位: 件)

(1) 給水装置工事関係業務

給水装置の新設、改造、修繕、撤去に関する工事は、指定給水装置工事事業者(約550社)が施行しており、工事事務所では、これら工事の設計審査や竣工検査等の業務を行うとともに、指定給水装置工事事業者の指導を行っている。

なお、指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者の選任が水道法により義務付けられている。

| 新 設 | | 改 造 | | 撤 去 | | 計 | |
|-------|-----|-------|-----|-------|-----|--------|-------|
| 年 間 | 月平均 | 年 間 | 月平均 | 年 間 | 月平均 | 年 間 | 月平均 |
| 8,451 | 704 | 4,119 | 343 | 1,667 | 139 | 14,237 | 1,186 |

給水装置の新設を行う場合の口径別納付金

(単位: 円)

| 水道メーターの口径 | 口径別納付金 | 水道メーターの口径 | 口径別納付金 | 水道メーターの口径 | 口径別納付金 | 水道メーターの口径 | 口径別納付金 |
|-----------|---------|-----------|-----------|-----------|------------|-----------|-------------|
| 13mm | 44,000 | 40mm | 734,000 | 100mm | 7,210,000 | 250mm | 71,000,000 |
| 20mm | 72,000 | 50mm | 1,280,000 | 150mm | 20,000,000 | 300mm以上 | 112,000,000 |
| 25mm | 220,000 | 75mm | 3,530,000 | 200mm | 40,000,000 | | |

※ 口径別納付金は、平成26年4月1日から上記の額に100分の108を乗じた額とする。(1円未満の端数が生じた時は、切り捨てる)

(2) 修繕工事

配水管その他の水道施設の維持管理については、水道工事センターに業務委託を行い実施しており、夜間や休日の事故等にも直ちに対応できる体制をとっている。

平成28年度 修繕工事実施状況

(単位: 件)

| 配水管 | 仕切弁 | 空気弁 | 消火栓 | 分水栓 | 給水管 | 止水栓 | 水道メーター | 給水栓 | 計 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|--------|-----|--------|
| 711 | 412 | 142 | 248 | 334 | 5,535 | 1,018 | 1,542 | 267 | 10,209 |

(3) その他の業務

水道施設の設備改良工事の設計・監督・漏水調査及び水道に関する苦情等の対応なども行っている。また、本市では、給水装置等工事等に対する融資制度を設けており、その受付等も工事事務所で行っている。

給水装置等工事に対する融資制度の概要

| 区 分 | 内 容 |
|-------|--|
| 対象者 | ① 給水装置等の所有者 ② 融資金及び利子の償還について十分な支払い能力を有する人 |
| 対象工事 | ① 給水装置が老朽化し、赤水が出たり水の出が悪い場合の改良工事 ② 給水装置を共同で使用している者が各戸に給水装置を新設する工事 ③ 受水タンク以下の設備を新設又は改良する工事 ④ 私道又は水道局の管が布設されていない公道に30メートル以上水道管を新設する工事(宅地内に係るものを除く) ⑤ 給水装置が設置されていない既設住宅に給水装置を設置する工事 |
| 融資の条件 | ① 融資金額：対象者1人につき5万円以上50万円まで(1万円単位) ② 共有施設の融資金額：当該工事に係る融資対象者が融資の資格を受けることのできる額の合計。(1人につき50万円まで)ただし、工事1件につき2,500万円を限度とする。 ③ 融資利率：年1.60%(平成29年度) ④ 融資時期：工事の竣工検査完了後 ⑤ 償還方法：融資を受けた月の翌月から毎月の元利均等償還 ⑥ 償還期間：融資金額が15万円以下のとき2年、15万円を超え50万円以下のとき5年、50万円を超えるとき10年 ⑦ 保証人：連帯保証人として、北九州市内に居住し、独立の生計を営む者1名 ⑧ 延滞金：年14% |

2 下水道業務

平成28年度 工事箇所数

(1) 下水道施設の設計及び監督業務

下水道施設の新設、改築、移設工事について、監督業務及び小規模の下水道工事の設計・監督業務を行っている。

| 門司区 | 小倉北区 | 小倉南区 | 若松区 | 八幡東区 | 八幡西区 | 戸畑区 | 計 |
|-------|-------|-------|------|-------|--------|-------|---------|
| 10(0) | 17(2) | 15(4) | 7(2) | 19(2) | 39(12) | 13(0) | 120(22) |

()は事務所発注分